

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年8月まで

私の国民年金保険料の納付記録を年金事務所に確認したところ、昭和47年4月から同年8月までの保険料の納付が確認できないとの回答であった。

しかし、私は、社会保険事務所(当時)や自治会に、国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金加入期間の大半の期間について農業者年金基金にも加入して付加保険料も納付するなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に係るオンライン記録によれば、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人の国民年金の記録は当初、昭和46年4月から47年8月まで未加入期間とされていたが、申立期間直前の期間については、申立人の所持する領収書により平成23年10月に未加入期間から納付済期間に記録訂正されていることが確認できるなど、申立人に係る行政の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 11 日から 40 年 11 月 26 日まで
私がA社で勤務していた期間の年金加入記録について、昭和 41 年 3 月 18 日に脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金が支給されたとする日の前に既に私はBに帰郷しており、脱退手当金の請求及び受給はしていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後の昭和 41 年 3 月 18 日に支給決定されたこととなっている。

しかしながら、申立人は、「私は、一時帰郷し、先輩同僚に退職する旨だけを伝えた。事業所には退職することを直接話してはいないし、脱退手当金の請求及び受給はしていない。」と申し立てているところ、一緒に帰郷したとする同僚は、「私がBに帰郷したのは昭和 40 年 10 月頃で、申立人と一緒にCまで移動し同じ船に乗って帰郷した。」旨、証言していることから、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した日（昭和 40 年 11 月 26 日）より前にBへ帰郷したことが推認でき、申立人が主張するとおり一時帰郷の予定であったことがうかがえる。

また、申立人が退職する旨を伝えたとする先輩同僚は事業主から脱退手当金について聞いたことはないとしていることなどから、申立人の帰郷後、先輩同僚が事業主の意向を受けて申立人に脱退手当金の受給について説明を行ったとは思われず、当該事業所から申立人に対して代理請求の意思を確認していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成元年2月まで
国民年金保険料の納付督促の通知が何度か届いたが、生活が安定した頃に納付すれば良いと思っていたので、その時は納付しなかった。しかし、その後就職が決まり生活が安定した平成元年か、翌年のボーナスが支給された時期にボーナスが振り込まれた銀行の預金を引き出して、一括で10万円前後の保険料を自宅近くの金融機関で納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、平成元年か翌年のボーナスが振り込まれた時期に金融機関で預金を引き出し、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、申立人が預金を引き出したとする金融機関によれば、申立人の預金口座の開設は、申立人が預金を引き出したとする時期より後の3年9月であると回答しており、申立人自身も、後日平成元年から現在まで勤務している事業所から、給与の口座振込を開始したのは平成3年以降であるとの回答を受けたと述べている。

また、上記の金融機関において申立人の預金口座が開設された時期(平成3年9月)においては、申立期間の国民年金保険料は時効で納付することはできない。

なお、オンライン記録により確認できる申立人の保険料の納付書が作成された時期(平成2年6月)に申立人が申立期間の保険料を納付したと仮定した場合でも、当該時期においては、申立期間の一部期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 4 日から同年 11 月まで
② 昭和 37 年 11 月から 39 年 1 月まで
③ 昭和 45 年 2 月から同年 11 月 1 日まで

私は、申立期間①は集団就職でA社に入社し、同社からB社に派遣されて電車の内装工事をしており、申立期間②はB社で知り合った者からC事業所を紹介されて同社に入社し、仕事は同じB社に派遣されて電車の内装工事をしていた。

また、申立期間③は郷里に戻ってD事業所で勤務していた。

各申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時の事業主は既に死亡しており、事業主の親族は申立期間①当時のA社の資料は保管していないとしている上、同僚からも申立人の申立期間①における勤務状況及び保険料の控除について証言を得ることはできない。

なお、申立人がA社から派遣されて勤務していたとするB社に係る申立期間①の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名を確認することはできない。

2 申立期間②について、申立人はE内にある「C事業所」で勤務していたと申し立てているところ、E法務局にE内にあるC事業所の名称の法人登記簿を請求したが、当該事業所名の法人登記簿は確認できないとの回答があった。

また、事業所名称検索によりE内にC事業所の名称での厚生年金保険の

適用事業所について確認したところ、申立期間②においてC事業所の名称で適用事業所となっている事業所は1社確認できるが、同社の正式名称は法人登記簿ではF社であり、申立人はB社に派遣されて電車の内装工事をしていたと主張しているところ、法人登記簿上における会社の目的も自動車運送取扱業となっており、同社の元従業員によれば、「F社は鋼材の運送業であり電車の内装工事を行っていなかった。」と述べている上、同社に係る申立期間②の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

なお、申立人がC事業所から派遣されて勤務していたとするB社に係る申立期間②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名を確認することはできない。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の証言により、申立期間③当時申立人がD事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D事業所の事業主は既に死亡しており、事業主の親族は、「昭和45年頃の資料は無いと思う。」と述べていることから、申立期間③について申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認することはできない。

また、当時の経理担当者は「試用期間があり、社長が、従業員が会社に定着するようになったと判断したら、社長の指示により社会保険に加入させていた。」と述べている。

さらに、G当時の申立人に係る被保険者台帳に申立事業所における加入記録は確認できず、D事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の申立期間③においても申立人の氏名を確認することはできない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 5 月から 8 年 9 月 17 日まで
② 平成 8 年 9 月 17 日から 12 年 2 月 1 日まで

私は、平成 7 年 5 月から 12 年 1 月 31 日まで、A 社に継続して勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間において、同社に勤務していたことは間違いないので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。また、申立期間②について、A 社から 36 万円から 41 万円の給与が支給されていたので、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社において勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主より、「申立人は、平成 8 年 9 月以前の 2 か月から 3 か月の間、現場ゴミ片付けのアルバイトとして月に 15 日間くらい勤務していた。」との回答を得ることができたものの、それ以外の期間については、申立人の同社における勤務について証言を得ることはできず、申立期間①において同社で勤務し厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚からも申立人の勤務について証言を得ることはできなかった。

また、A社の事業主は、「申立人が平成 8 年 9 月以前にアルバイトとして勤務していた時は、勤務日数も定まっていなかったので社会保険には加入させておらず、給与から保険料も控除していなかったが、8 年 9 月からは社員として採用し、社会保険に加入させた。」と回答している。

さらに、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬月額決定通知書」によれば、申立人の当該事業所に係る厚生年金保

険被保険者の資格取得日は平成8年9月17日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が保管する給与明細書（平成9年5月、同年7月から同年12月までの期間、10年1月、同年3月から8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間及び11年1月から12月までの期間）及び平成10年分と11年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間②の一部の期間においてオンライン記録の標準報酬月額26万円に見合う報酬月額よりも高額な給与を受給していたことが確認できるものの、同給与明細書によれば、オンライン記録の標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、平成10年分及び11年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」からも、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料を超える保険料が控除されていることは確認できない。

また、A社の事業主は、「申立期間②当時の賃金台帳等の資料は無いが、本人の給与から26万円を超える分の厚生年金保険料は引いていない。」と回答している。

なお、申立期間②のうち、平成8年9月から9年4月まで、同年6月、12年1月については、当時の給与明細書等が保管されていないため、社会保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する報酬月額36万円から41万円に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 31 日から 49 年 2 月 1 日まで
② 昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 3 月 31 日から 50 年 8 月 1 日まで A 事業所で勤務しており、年金手帳の厚生年金保険の記録欄にも、資格取得年月日は「1969 年 7 月 1 日」のゴム印が押され、資格喪失年月日は「50 年 8 月 1 日」と手書きで記入されているが、厚生年金保険の加入記録は、前に勤務していた事業所の昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年 3 月 31 日までの期間と同事業所の 49 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間しかなく、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録は確認できない。しかし、申立期間①及び②についても同事業所で継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②当時、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和 49 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までであり、申立期間①及び②は適用事業所とはなっていない。

また、A 事業所の元事業主は既に死亡しており、事業主の親族も「厚生年金保険関係の資料は無い。」と述べている上、同僚から申立期間①及び②当時厚生年金保険料が控除されていた旨の回答は得られず、申立期間①及び②における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

なお、申立人は、申立期間①及び②に係る年金手帳の記載について、厚生年金保険の記録欄の「資格取得年月日」欄には、「1969 年 7 月 1 日」（別の事業所での厚生年金保険の資格取得年月日）と記載されており、「資格喪失年

月日」欄には「50年8月1日」と記載されているので、申立期間は厚生年金保険の加入期間であったと主張しているところ、厚生年金保険の記録欄の注書きに、「1. ※印の欄（資格取得年月日）は、社会保険事務所で記入します。2. そのほかの欄は、できるだけ事業主や社会保険事務所で記入してもらってください。ただし、やむを得ない場合は自分で記入されても差しつかえありません。」と記載されており、資格喪失年月日を社会保険事務所（当時）が記入したか否かは判断できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。